

令和7年度

事業計画書

公益財団法人

玉野市公園緑化協会

第1 概 要

1 運営に当たっての基本方針

公益財団法人玉野市公園緑化協会は、都市緑化の推進並びに市内の公園・緑地に対する愛護思想の普及・啓発を図るとともに、市民の樹木や花卉等に対する様々なニーズに的確に対応することを目的として、平成3年7月に設立されている。また、平成24年4月1日から制度改正に伴い公益財団法人の認定を受け、「公益財団法人玉野市公園緑化協会」として新たにスタートしている。

設立以来、玉野市から委託をされたみやま公園をはじめ市内の公園や緑地等の維持管理や緑化思想の普及推進に努めており、これまでに培った協会のノウハウと経験を活かし、今後も花とみどりのまちの創造に努める。

2 施設の運営方針

(1) 市民サービスの向上に関する事項

利用者に対して、公園の魅力を最大限PRするとともに、公園を愛する気持ちを醸成することが最も重要と考える。

そのため、常に公園の美化や安全確保に努めるなど、質の高いサービスの提供を目指し、「憩いと安らぎを求める」市民が安全・安心、かつ、気軽に利用できるよう取り組んでいくこととする。

(2) 市民の平等利用に関する事項

みやま公園を含め市内公園は、老若男女の不特定多数の方々が利用し、屋外レクリエーションの場として必要不可欠なものとなっているが、日常利用の主たる利用者は、幼児・児童と高齢者であり、その利用内容も遊びや散歩が大きなウェイトを占めている。

このため、場所は限られているが、誰もがいつでも安心して利用できるように公園の維持管理の徹底を図る。

(3) 施設・設備等の保守・管理に関する事項

玉野市の条例・規則等に則り、公園施設・設備等の定期的な点検・監視に努めるとともに、巡回作業員を配置するなど、整備不良箇所の早期発見や修理に努め、あわせて地元コミュニティ関係者等と連携し、安全性の確保を図る。

(4) コスト削減に関する事項

技術経験者の活用を図り、直営作業と業者への委託並びにボランティアの活用など、業務の効率的な振り分けを行うとともに、公園の維持管理を極力地元自治会等へ依頼し、経費の節減に努める。また、従来の公園管理を念頭に置きつつ、今後は、公園の特性、地域の実情、求められる管理運営の内容等に応じて、多様な維持管理手法、役割分担等により市と連携を進めて新たな公園管理の仕組みを検討しコスト削減を提案する。しかしながら指定管理者制度の趣旨に鑑み、利益追求に徹することなく行うことを前提とし、使用者を明確にして支払いの市民の平等利用に向けた取り組みを行う。

(5) 便益施設に関する事項

玉野市からの委託収入のほか、独自の資金調達として公益事業の原資を確保するために、公園内において、レンタサイクル運営事業、ドッグラン運営事業、自動販売機事業、各種物品販売事業などの便益施設を運営する。

便益施設の運営は、来園者の利便性の向上を図り、サービスを提供するものであるが、公益法人の目的を逸脱しない範囲で行うものとする。

3 事業別概要

各事業の主な内容は、次のとおりである。

(1) 公益目的事業（公1）

A 緑化推進事業

A 1 緑化募金運動の推進

地域住民と連携して緑化を推進するために緑化募金運動を実施し、公共・公益施設・企業・その他民間広場等に花木の植栽を奨励して、緑化の拡大を図り、緑豊かな住みよいまちの実現に努める。

A 2 地域の環境美化事業

玉野市が設置しているフラワーポット、花壇、学校、公共広場、社会福祉施設に花苗を配布して、地域の環境美化を図る。

A 3 教育機関に対する緑化サポート事業

公園管理のノウハウと経験を生かし、学校等からの緑化推進に関する相談・助言を実施する。

A 4 総合カレッジ事業

花や木に関する幅広い知識や技術を学ぶ場を提供するため、市民カレッジ講座を開催する。

A 5 公園のPR事業

みやま公園の魅力や緑化思想の普及啓発を図るため、PR事業を実施する。

B 公園緑地の管理事業

B 1 みやま公園の管理

みやま公園は、玉野市の中央部、国道30号に接した標高50m～180mと起伏に富み、松の緑に囲まれた5つの池が点在する「自然がいっぱい」の面積200haの都市公園（風致公園）である。

一年を通じて植物が楽しめ、多くの来園者を魅了する空間を有する岡山下でも有数の公園である。

公園内には、センターハウス、ミニパターゴルフ場、イギリス庭園等もあり、玉野市から指定管理者として指定を受け管理している。

(1) みやま公園の管理

市民と自然の触れ合いを大切に管理する。

(2) 深山センターハウス運営事業

玉野市の条例・規則（深山センターハウス条例及び深山センターハウス条例施行規則）に基づき、深山センターハウスの運営を行うものとし、各種イベントに関する掲示など、

来園者の便益に努めるとともに、公園管理の拠点とする。

(3) ミニパターゴルフ運営事業

教育面で人間形成に資するスポーツ・レクリエーションの場として、ミニパターゴルフ場の管理運営を実施する。

(4) 深山イギリス庭園運営事業

文化的遺産ともいえる深山イギリス庭園の魅力を伝えながら、保全・継承して管理運営を実施する。

また、国際的観光拠点としての魅力向上を図り、利用促進に努める。

(5) レンタサイクル運営事業

広大なみやま公園の散策の利便性を高めるため、レンタサイクル事業を実施する。

(6) ドッグラン運営事業

公園内での犬の放し飼いや糞の放置など、犬に関する苦情への対応及びノーリードで犬を自由に遊ばせたいという来園者の要望に応じて、ドッグラン施設の管理運営を実施する。

B 2 その他の公園緑地の管理

管理する都市公園は、149箇所（緑地及びみやま公園も含む）あり、地域に密着した多様な機能と幅広い利用が求められる公園群であり、賑わいのある交流の場づくりを創出する。

B 3 玉野市霊園運営事業

玉野市霊園条例及び同施行規則に定める玉野市霊園を維持管理しながら、安全、快適、静謐な環境維持を図るため、適切な霊園の管理運営に努める。

4 事業計画総括表

(単位：円)

公益支出区分	事業区分	事 業 明 細		事業規模
公益目的事業	A 緑化推進事業	A 1 緑化募金運動の推進		1,794,000
		A 2 地域の環境美化事業		2,610,000
		A 3 教育機関に対する緑化サポート事業		2,390,000
		A 4 総合カレッジ事業		2,665,000
		A 5 公園の P R 事業		2,110,000
		A 緑化推進事業 計		11,569,000
	B 公園緑地管理事業	B 1 みやま公園の管理	(1) みやま公園の管理	43,794,000
			(2) 深山センターハウス運営事業	5,090,000
			(3) ミニパターゴルフ運営事業	6,206,000
			(4) 深山イギリス庭園運営事業	17,828,000
			(5) レンタサイクル運営事業	3,001,000
			(6) ドッグラン運営事業	3,752,000
		B 2	その他公園緑地の管理	52,654,000
		B 3	玉野市霊園運営事業	4,371,000
		B 公園緑地管理事業 計		136,696,000
	公益目的事業合計			148,265,000

5 収支の概要

(単位：円)

公益目的事業会計	収益	基本財産運用益	11,000
		事業収益	143,591,000
		受取補助金等	133,000
		受取寄付金	1,000
		雑収益	798,000
		計	144,534,000
	費用	事業費	148,265,000
		計	148,265,000
	当期経常増減額		-3,731,000
法人会計	収益	事業収益	2,080,000
		雑収益	1,501,000
		計	3,581,000
	費用	管理費	3,871,000
		計	3,871,000
	当期経常増減額		-290,000
合計	収益		148,115,000
	費用		152,136,000
	当期経常増減額		-4,021,000
	一般正味財産期首額（令和6年度期首額）		12,559,827
	一般正味財産期末額		8,538,827
	指定正味財産期末残高		50,000,000
	正味財産期末額		58,538,827

6 運営体制と組織

(1) 協会の機構

協会の機構は、3つの法定機関と4つの任意機関で構成し、その構成及び任務は、次のとおりである。

【法定機関】

ア 評議員会

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選・解任、常勤理事の報酬の総額、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認のほか、法令や定款で定められた事項を決議する。

イ 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事職務の監督、代表理事・事務執行理事の選定・解職、事業計画及び収支予算の承認のほか、法令や定款で定められた職務を遂行する。

理 事 長 （1名） 代表理事であり、業務を執行する。

副理事長 （1名） 理事長が欠けたときは、業務を執行する。

常務理事 （1名） 業務執行理事として、業務を分担執行する。事務局長を兼務する。

理 事 （6名） 理事会を構成し、職務を執行する。

ウ 監 事

協会の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

理事会に出席し、必要がある場合は、意見を述べる。

【任意機関】

エ 公園緑地を美しくする会

オ 深山イギリス庭園ボランティアの会

カ 玉野は花野をすすめる会（休止中）

キ 花をつくろう運動玉野市協議会（休止中）

(2) 構成員の配置と職能

雇用関係、勤務体制、職員数

職 名		人 数	備 考
事 務 局	事務局長	1名	常務理事兼務
	職員	3名	公園維持係・庶務係
	嘱託（事務員）	1名	庶務係
	臨時（事務員）	1名	庶務係
施設管理	臨時（作業員）	9名	
	時間雇用（事務員）	2名	イギリス庭園受付（パート）
	時間雇用（事務員）	3名	パター・ドッグラン受付（パート）
計		20名	

(3) 人材育成方針

利用者が安全、かつ、安心して親しみをもって利用できる公園として運営し、自然環境の保護・保全を実践するために、市内外での研修に参加し、専門性をより高め、また来園者への接客等に配慮した職員の育成に努める。

7 関係機関等との連携に関する事項

みやま公園をはじめ、広範囲な市内公園を管理するためには、市・警察・消防・保健所並びに地元コミュニティ等との連携は必要不可欠であることから、常に管理に資する情報及び指導が受けられるように万全の体制を確保する。

8 個人情報の保護に関する事項

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び玉野市個人情報保護法施行条例（令和4年玉野市条例第23号）の規定を遵守することとする。

9 情報公開に関する事項

情報公開に関しては、協会の処務規程に規定し、基本的には「玉野市情報公開条例」を準用することとする。

10 その他

事業の継続性・柔軟性及び雇用・人材の育成等の観点から、長期的な、指定管理者の指定を望むものである。

第 2 事 業 計 画 内 容

1 公益目的事業

A 緑化推進事業

A 1 緑化募金運動の推進

地域住民と連携して緑化を推進するために緑化募金運動を実施し、公共・公益施設、企業、その他民間広場等に花木の植栽を奨励して、緑化の拡大を図り、緑豊かな住みよいまちの実現に努める。

対象者：玉野市に在住する方すべて。学校、職場、家庭（地区団体を含む）、企業、街頭において募金活動を行う。

令和 7 年度目標額：1 9 7, 0 0 0 円（交付助成金見込額 1 3 3, 0 0 0 円）

助成内容及び応募方法

1. 助成内容：募金提供団体を対象に、次の（ア）（イ）を条件に募金還元事業を行っている。

（ア）環境緑化のための植樹であること。

（イ）苗木は、岡山県緑化推奨樹とする。

2. 助成：緑化用苗木とする。（苗木は、協会で一括購入し、配布する）

助成対象：募金提供団体を対象に行う。

助成方法：助成を希望する団体から、緑化事業計画書及び植栽位置図の提出を求める。（交付助成金を超過する場合は、募金金額、樹木等の配布本数で調整を行う）

A 2 地域の環境美化事業

令和元年度より休止していた玉野市が設置しているフラワーポット、花壇、公共広場、社会福祉施設等に令和 7 年度は花苗を配布して、地域の環境美化を図る。

対 象 地：玉野市の指定する場所

配布方法：協会で一括購入し、令和 7 年度は、夏はペンタス、冬はビオラを配布予定である。

A 3 教育機関に対する緑化サポート事業

公園管理のノウハウと経験を生かし、学校等からの緑化推進に関する相談・助言を実施する。

対象：幼稚園、保育園、学校等教育機関

相談・助言内容

（ア）芝生管理のアドバイスや用務員研修を実施する。

（イ）玉野市内の学校・幼稚園・保育園等の運動広場等の芝生化運動を実施する。

令和 7 年度は、場所は未確定である。

（ウ）みやま公園の管理・整備作業を通じて、造園技術の習得を目的に造園作業の实地研修を岡山県立興陽高等学校造園デザイン科が 7 月と 3 月に実施する。

この校外実習は、平成 6 年より開催しており、玉野市造園組合加盟の 7 社が講師として指導する。

（エ）特別支援学級に在籍する市内小中学生からの要望に応え、月 1 回（年 1 2 回）の

ペースで、公園内の整備、清掃、調査などの体験学習を実施する。

A 4 総合カレッジ事業

花や木に関する幅広い知識や技術を学ぶ場を提供するため、市民カレッジ講座を開催する。

テーマは、専門知識を有する協会職員が企画・決定し、講師を務める。また、イベントカレンダーを作成し、広く市民にPRする。

募集方法：イベントカレンダー、行政機関の広報紙、当協会のホームページに掲載し、募集する。

令和7年度は、次の予定で開催する。

- ① 深山さくらまつり（4月）
- ② 園芸教室5回（4月、6月、11月、12月（2回））
- ③ 緑の募金（4月）
- ④ 薬草教室（4月）
- ⑤ ローズフェア（5月）
- ⑥ 県立興陽高等学校による制作展（10月）
- ⑦ リボンの会（10月）
- ⑧ ボトルフラワーアレンジメント講座（年11回開講）
- ⑨ 山陽新聞カルチャープラザ本部教室（基礎から学ぶバラ講座）

A 5 公園のPR事業

みやま公園の魅力や緑化思想の普及啓発を図るため、PR事業を実施する。

（ア）みやま公園及び深山イギリス庭園のPR等を、当協会のホームページやフェイスブック、インスタグラム、マスコミ等を通じて発信する。

（イ）懸垂幕で花期情報を発信する。

（ウ）市民団体等のイベントにも対応し、相談、助言及び一部支援なども行う。

B 公園緑地の管理事業

B 1 みやま公園の管理

みやま公園は、玉野市のほぼ中央部、国道30号に接した標高50m～180mと起伏に富み、松の緑に囲まれた5つの池が点在する「自然いっぱい」の面積200haの都市公園（風致公園）である。

一年を通じて植物が楽しめ、多くの来園者を魅了する空間を有している岡山県下でも有数の公園である。

公園内には、センターハウス、ミニパターゴルフ場、イギリス庭園等もあり、玉野市からの委託により管理している。

(1) みやま公園の管理

市民と自然のふれあいを大切にして管理する。

a 植物の保全・育成

- ・ 芝生地、植込地及び草地、樹木、花壇、歩道、駐車場の管理など、公園の環境保全に取り組むとともに、自然環境の情報発信や保全活動に関する普及啓発を図る。

b 施設管理

- ・ 遊具、便所、下水道、水道、電気施設の管理など、公園施設の定期的な点検・監視・

修理を実施する。

c 巡回・警備・啓発、その他

- ・ みやま公園の利用者の案内、指導、巡視を実施する。
- ・ 白鳥、鯉等を飼育管理する。
- ・ イノシシ、捨て猫防止等の対策を市と協議しながら行う。（令和7年度、赤松池駐車場に防犯カメラ2台設置予定）

d 勤労福祉の場の提供

- ・ シルバー人材センターに植物等の管理を委託する。
- ・ 福祉施設と連携し、就労を希望する障害者のために、働く場を提供する。

e 深山まつりの運営

- ・ 自然の丘陵地を活かして造られている「みやま公園」は、桜の名所として有名で、春が訪れると園内の8種約7,000本の桜の花が美しく咲き乱れる。
- ・ 「深山さくらまつり」の開催中は、広告ぼんぼりを設置して、夜桜見物が楽しめるようにする。
- ・ 「深山さくらまつり」の開催中は来園者も多く、園内をはじめ、近隣道路にも交通渋滞を招くので、利用者の安全と交通整理を行うために交通誘導員を配置する。

f 防災公園としての役割

- ・ みやま公園は、玉野市地域防災計画により災害時の避難場所（指定避難場所（センターハウス）、広域避難所）や物資集積拠点場所に指定されている。
また、ヘリコプターの臨時離着陸場所にも指定されているので、車止め等がスムーズに取り外しできるように点検又は、不法に占用されていないかなど、定期的に点検し、防災公園としての役割を果たすよう常に管理する。
- ・ 道の駅みやま公園事業継続計画（Business Continuity Plan）
令和3年6月に道の駅みやま公園が災害発生時に広域的な防災拠点としての機能を発揮する道の駅に選定されたことに伴い、令和5年4月策定の「道の駅みやま公園事業継続計画（Business Continuity Plan）」に基づき、災害発生時には協会が一定の役割を担うこととする。

g 便益施設の充実（試験的事業）

- ・ わんぱく広場・芝生広場においてキッチンカー等を利用し、公園利用者の便益・魅力の向上を図ることを目的とし、販売希望者を募り、料金を徴収する。

(2) 深山センターハウス運営事業

玉野市条例（深山センターハウス条例及び深山センターハウス条例施行規則）の規定に基づき、深山センターハウスの運営を行うものとし、各種イベントに関する掲示など、来園者の便益に努めるとともに、公園管理の拠点とする。

a 深山センターハウスの維持管理に関する業務

- ・ 深山センターハウスの定期清掃を行い、清潔を保つとともに、美観の保持に努める。
- ・ 電気、空調、給排水、下水道施設の保守管理を実施する。
- ・ 深山センターハウスの電気設備の保守管理を実施する。
- ・ 消防用設備（自動火災報知設備、誘導灯、消火器具）の点検を実施する。
- ・ 自動扉開閉装置の保守点検整備を実施する。
- ・ 深山センターハウスの防犯・防災セキュリティ対策を行い、防犯・防災時の迅速な対

応を図る。

- b 研修室の使用許可に関する業務を行い、利用者の調整を図る。
- c 深山センターハウス条例第6条（使用料）の規定に基づき、使用料を徴収する。また、令和7年度よりエアレジを導入し、キャッシュレスにも対応する。
- d 来園者の便益に関すること、緑化思想の啓発に関すること、研修室の使用に関すること、前記に掲げるもののほか、目的達成に必要なことを実施する。
- e 上記のほか、センターハウスの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務を実施する。

(3) ミニパターゴルフ場運営事業

教育面で人間形成に資するスポーツ・レクリエーションとして、ミニパターゴルフ場の管理運営を実施する。

ミニパターゴルフは、通常のゴルフと異なりパターのみを使用であり、ルールも複雑ではないことから、老若男女を問わず未経験者でも手軽に行うことができる。

- a 植物の保全・育成
 - ・ 芝生地、植込地及び草地、樹木、花壇、歩道の管理など、環境の保全に取り組むとともに、有意義なレクリエーションの場を提供する。
- b 使用料の徴収等
 - ・ 玉野市都市公園条例第7条の2（有料公園施設）の規定に基づき、ミニパターゴルフ場の使用料を徴収する。また、令和7年度よりエアレジを導入し、キャッシュレスにも対応するとともに、施設の利用促進を図るため、協会独自に年間パスポート及び回数券の発行を市へ提案する。

(4) 深山イギリス庭園運営事業

文化的遺産ともいえるイギリス庭園の魅力を伝えながら、保全・継承して適切な管理運営を実施するとともに、入園者増に努める。令和7年8月に開園25周年を迎え記念事業を行う予定である。

また、国際的観光拠点としての魅力向上による利用促進を図る。

- a 植物の保全・育成
 - ・ 芝生地、植込地及び草地、樹木、花壇、歩道の管理など、庭園の環境保全に取り組むとともに、自然環境の情報発信や保全活動に関する普及啓発を実施する。
- b 施設の維持管理に関する業務
 - ・ 電気、水道、給排水、券売機リース等の保守管理を実施する。
- c 使用料の徴収
 - ・ 玉野市都市公園条例第7条の2（有料公園施設）の規定に基づき、深山イギリス庭園の使用料を徴収する。また、令和7年度よりエアレジを導入し、キャッシュレスにも対応する。
- d 案内・接遇サービス
 - ・ 協会職員並びに深山イギリス庭園ボランティアの会（任意団体）と協力し、来園者の求めに応じて庭園内のガイドや庭園の美化に協力するため、草花の植栽等を実施する。
 - ・ 深山イギリス庭園ボランティアの会の質の向上を図るため、定期的に育成に努める。
 - ・ 四季折々の写真を展示するなど、来園者に情報提供を実施する。

(5) レンタサイクル運営事業

広大なみやま公園散策の利便性の向上を図るため、レンタルサイクル事業を実施する。
料金徴収については、令和7年度よりエアレジを導入し、キャッシュレスにも対応する。

令和6年10月1日から自転車損害賠償責任保険等の加入義務化により、この内容に対応した保険に加入する。

台数：60台（大人用21台、電動自転車16台、子供用23台）

料金：電動自転車600円、中学生以上400円、小学生以下200円

ただし、3時間超過料金1時間につき100円

（レンタルサイクル事業収益見込額：1,118,000円）

(6) ドッグラン運営事業

公園内の犬の放し飼いや糞の放置など、犬に関する苦情への対応及びノーリードで犬を自由に遊ばせたいという来園者の要望に応じて、ドッグラン施設の管理運営を実施する。

料金徴収については、令和7年度よりエアレジを導入し、キャッシュレスにも対応にする。

料金：1頭1回につき500円、回数券12回分 5,000円

（ドッグラン事業収益見込額：3,500,000円）

a ドッグラン施設の管理運営

b トラブル対策

- ・ 施設内でのトラブルは、当事者同士で話し合い解決することなど、「利用規則」を定めており、利用者に「利用規則」の確認を行う。
- ・ 当事者同士で話し合いにならない場合は、協会職員が仲裁に立ち解決する。

B2 その他の公園緑地の管理

管理する都市公園は、149箇所（緑地及びみやま公園を含む）あり、地域に密着した多様な機能と幅広い利用が求められる公園群であり、賑わいのある交流の場づくりを創出する。

a 植物の保全・育成

- ・ 芝生地、植込地及び草地、樹木、花壇、歩道、駐車場の管理など、公園の環境保全に取り組むとともに、自然環境の情報発信や保全活動に関する普及啓発を実施する。

b 施設の管理

- ・ 遊具、便所、下水道、水道、電気施設等の適切な管理を図るため、施設の定期的な点検、監視、修理を実施する。

c 公園緑地の巡回・警備

- ・ 利用者の案内、指導、巡視を実施する。

d 勤労福祉の場の提供

- ・ シルバー人材センターに植物等の管理を委託する。

e 地元自治会・団体との連携

- ・ 地元自治会・団体に公園の管理運営を委託することにより、公園愛護の醸成と、公園の美化や非行防止等の意識向上を図る。
- ・ 可能な限り公園利用区域の住民に対し、清掃、除草等の奉仕活動に努めていただけるよう啓発を実施する。

f 「公園緑地を美しくする会」の運営

- ・ 公園内の美化清掃など、ボランティア活動を行う団体・個人を対象に、「公園緑地を美しくする会」として組織し、公園内の情報提供、活動に必要な道具や看板の設置などを行い、市民との協働で公園の美化を推進する。

g 防災公園としての役割

- ・ 災害時の屋外一時避難場所として、指定されている施設のうち市内公園を管理する。
その他の公園緑地も補充待避場所になることから、有事に備え市内公園・緑地の車止め等がスムーズに取り外しできるように点検又は、不法に占用されていないか等定期的に点検し、防災公園としての役割を果たすよう常に管理する。

h 便益施設の設置

- ・ 来園者の利便性の向上を図るため自動販売機の設置をする。（中央公園、玉原親水公園、日之出公園、常山公園）

B 3 玉野市霊園運営事業

玉野市霊園条例及び同施行規則に定める玉野市霊園を維持管理しながら、安全・快適・静謐な環境維持のために、適切な墓所の管理運営に努める。（墓地使用許可をするものではない。）

a 植物の保全・育成

- ・ 植込地及び草地、樹木、歩道、駐車場の管理など、霊園の環境保全に取り組むとともに、保全活動に関する普及啓発を実施する。

b 施設の管理

- ・ 便所（清掃を含む）、下水道、水道、電気施設等の監視する。
- ・ 修理（軽微なもの）を実施する。

c 霊園の巡回・警備・確認業務

- ・ 利用者の案内、指導、巡視、散在塵芥の収集を行うとともに、墓石の設置及び返還霊地の確認検査を実施する。

d 勤労福祉の場の提供

- ・ シルバー人材センターに植物等の管理を委託する。

対象施設一覧

No. 1

番号	公 園 名	面 積 (㎡)	位 置	備 考
1	みやま公園	2,065,108	田井2丁目	
2	日之出公園	185,377	築港5丁目	
3	玉原親水公園	66,700	玉原2丁目	
4	天王谷川公園	32,000	玉原3丁目	
5	福祉の丘公園	21,452	田井5丁目	
6	両児山公園	31,000	八浜町八浜	
7	硯井公園	15,000	八浜町大崎	
8	上山坂公園	16,918	上山坂	
9	田井みなと公園	41,000	田井6丁目	県施設
10	磯辺公園	1,960	宇野8丁目	
11	花隈公園	5,260	宇野7丁目	
12	中央公園	6,261	宇野1丁目	
13	藤井公園	1,249	宇野4丁目	
14	西小浦公園	1,894	宇野8丁目	
15	向日比公園	6,899	向日比2丁目	
16	常山公園	3,880	宇藤木	
17	広潟公園	3,402	築港2丁目	
18	川尻公園	4,322	田井3丁目	
19	正之上公園	4,044	田井4丁目	
20	赤岸公園	3,389	田井4丁目	
21	大池公園	2,359	玉原2丁目	
22	日比公園	1,010	日比3丁目	
23	梶岡公園	1,233	梶岡	
24	羽根崎公園	764	羽根崎町	
25	桧垣公園	543	築港1丁目	
26	奥玉公園	956	奥玉2丁目	
27	槌ヶ原公園	2,367	槌ヶ原	
28	御崎公園	1,124	御崎2丁目	
29	和田公園	1,064	和田1丁目	
30	中浜公園	660	田井5丁目	
31	東浜公園	1,010	田井3丁目	
32	金ヶ谷公園	708	和田3丁目	
33	西浜公園	553	田井3丁目	
34	皿池公園	1,090	奥玉3丁目	
35	城山公園	986	向日比1丁目	

対象施設一覧

No. 2

番号	公 園 名	面 積 (㎡)	位 置	備 考
36	池之浦公園	1,439	宇野3丁目	
37	見石北公園	1,318	八浜町見石	
38	見石中央公園	2,242	八浜町見石	
39	見石南公園	2,689	八浜町見石	
40	芋尺北公園	2,587	長尾	
41	芋尺南公園	1,623	長尾	
42	東紅陽台北公園	2,496	東紅陽台1丁目	
43	東紅陽台南公園	2,452	東紅陽台2丁目	
44	秀天公園	498	槌ヶ原	
45	新井岡公園	370	和田6丁目	
46	サニーレイク北公園	219	長尾	
47	サニーレイク中公園	398	長尾	
48	サニーレイク西公園	1,521	長尾	
49	広田公園	3,000	築港1丁目	
50	広岡公園	8,500	広岡	
51	横田公園	6,500	槌ヶ原	
52	波知公園	900	八浜町波知	
53	後閑南公園	900	後閑西ノ潟	
54	後閑中央公園	3,021	後閑西ノ潟	
55	用吉公園	557	用吉	
56	宇藤木公園	1,009	宇藤木	
57	八浜西公園	253	八浜町八浜	
58	八浜東公園	222	八浜町八浜	
59	八浜南公園	739	八浜町八浜	
60	御崎シーサイド東公園	295	御崎2丁目	
61	御崎シーサイド西公園	674	御崎2丁目	
62	築港南崎南公園	225	築港4丁目	
63	築港南崎北公園	361	築港4丁目	
64	和田中央公園	3,060	和田5丁目	
65	北原公園	305	宇野7丁目	
66	槌ヶ原松原公園	696	槌ヶ原	
67	田井岡殿公園	298	田井2丁目	
68	野々浜公園	3,191	田井5丁目	
69	先丁場公園	783	田井6丁目	
70	薬師公園	2,562	槌ヶ原	

対象施設一覧

No. 3

番号	公 園 名	面 積 (㎡)	位 置	備 考
71	秀天河川公園	1,400	槌ヶ原	
72	内間公園	1,209	日比2丁目	
73	田井まちなか公園	2,372	田井1丁目	
74	和田大池東公園	147	和田7丁目	
75	東高崎公園	122	東高崎	
76	向日比シーサイドヒルズ公園	432	向日比2丁目	
	計 76ヶ所	2,597,127		

対象施設一覧

No. 4

番号	公 園 名	面 積 (㎡)	位 置	備 考
1	迫間緑地	9,789	迫間	
2	日比港緑地	373	日比5丁目	
3	中山緑地	302	宇野3丁目	
4	玉緑地	300	玉6丁目	
5	大川緑地	100	宇野1丁目	
6	広潟緑地	30	築港2丁目	
7	木ノ味下第1緑地	118	長尾	
8	東高崎緑地	106	東高崎	
9	水分緑地	858	玉原3丁目	
10	築港第1緑地	269	築港4丁目	
11	築港第2緑地	78	築港4丁目	
12	玉原第1緑地	765	玉原2丁目	
13	玉原第2緑地	1,668	玉原2丁目	
14	前丁場第1緑地	131	田井1丁目	
15	前丁場第2緑地	132	田井1丁目	
16	吉原第1緑地	792	用吉	
17	吉原第2緑地	645	用吉	
18	吉原第3緑地	118	用吉	
19	吉原第4緑地	164	用吉	
20	井ノ岡第1緑地	115	和田1丁目	
21	井ノ岡第2緑地	146	和田6丁目	
22	井ノ岡第3緑地	43	和田1丁目	
23	金ヶ谷第1緑地	114	和田3丁目	
24	金ヶ谷第2緑地	105	和田3丁目	
25	金ヶ谷第3緑地	125	和田3丁目	
26	岡ノ下緑地	157	長尾	
27	深井緑地	274	深井町	
28	山田シーサイド緑地	677	山田	
29	後閑緑地	161	後閑	
30	後閑第2緑地	631	後閑	
31	日比緑地	207	日比4丁目	
32	川田尻緑地	161	迫間	
33	迫間大窪南緑地	93	迫間	
34	迫間大窪北緑地	122	迫間	
35	竹ノ下緑地	146	長尾	

対象施設一覧

No.5

番号	公 園 名	面 積 (㎡)	位 置	備 考
36	田和緑地	106	迫間	
37	田井之浦第1緑地	206	田井5丁目	
38	田井之浦第2緑地	247	田井5丁目	
39	槌ヶ原松原緑地	143	槌ヶ原	
40	三軒屋緑地	830	田井5丁目	
41	大崎グリーンタウン第1緑地	158	八浜町大崎	
42	大崎グリーンタウン第2緑地	177	八浜町大崎	
43	大崎グリーンタウン第3緑地	714	八浜町大崎	
44	築港4丁目緑地	430	築港4丁目	
45	野々浜第1緑地	1,172	田井5丁目	
46	野々浜第2緑地	120	田井5丁目	
47	野々浜第3緑地	49	田井5丁目	
48	野々浜第4緑地	51	田井5丁目	
49	野々浜第5緑地	600	田井5丁目	
50	御崎中之町第1緑地	176	明神町	
51	御崎中之町第2緑地	169	明神町	
52	御崎中之町第3緑地	340	日比2丁目	
53	後閑ニュータウン緑地	1,904	後閑	
54	堂ノ下緑地	100	迫間	
55	見石南緑地	196	八浜町見石	
56	見石緑地	1,726	八浜町見石	
57	東紅陽台緑地	2,752	東紅陽台	
58	上川田緑地	162	迫間	
59	迫間法正院緑地	102	迫間	
60	明神町緑地	299	明神町	
61	田井まちなか第1緑地	343	田井1丁目	
62	田井まちなか第2緑地	144	田井1丁目	
63	田井まちなか第3緑地	734	田井1丁目	
64	田井まちなか第4緑地	175	田井1丁目	
65	和田林間芝生広場	9,000	和田7丁目	
66	ふれあい公園	6,110	東七区	
67	つつじの丘	10,000	田井2丁目	
68	道の駅・簡易パーキング横緑地	530	田井2丁目	国施設
69	長尾南第1緑地公園	101	長尾	
70	波知南緑地	334	波知	

対象施設一覧

No.6

番号	公 園 名	面 積 (㎡)	位 置	備 考
71	前潟緑地	118	田井3丁目	
72	暮石緑地	121	長尾	
73	広木緑地	94	八浜町波知	
	計 73ヶ所	60,748		
公園	計 76ヶ所	2,597,127		
緑地	計 73ヶ所	60,748		
	小計 149ヶ所	2,657,875		
その他				
1	玉野市霊園	333,608	田井2丁目	
	総計 150ヶ所	2,991,483		